

身体障害者手帳の再交付に必要な書類

障害名追加・程度変更・再認定

《申請に必要なもの》

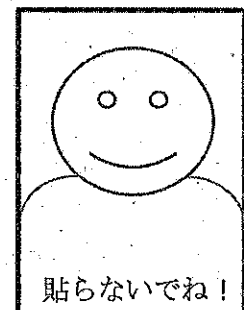
☐ 1. 身体障害者診断書・意見書

- ※ 診断書は、身体障害者福祉法第15条指定医師に記入してもらってください。
- ※ 身体障害者診断書・意見書の有効期限は3ヶ月です。
- ※ 障害名が2つ以上ある場合は、障害別にそれぞれの診療科の指定医に記入してもらってください。

☐ 2. 写真（たて4センチ×よこ3センチ）

- ※ 脱帽、上半身正面のもの
- ※ 1年以内に撮影したもの
- ※ 顔が枠内に収まっているもの
- ※ 鮮明で顔がはっきり確認できるもの
- ※ 加工・修正は不可
- ※ 写真台紙、写真用インクを使用したもの
- ※ 本人のみを撮影したもの

（見本）



4
cm

3 cm

☐ 3. 現在お持ちの身体障害者手帳

☐ 4. マイナンバー（個人番号）わかるもの

手帳が届きましたら、文書で連絡します。



現在お持ちの身体障害者手帳 ・ 印かん（認印可）を持って
障がい福祉課まで受け取りに来てください。

[問 い 合 わ せ]

石垣市福祉事務所

障がい福祉課 障がい福祉係

☎ (0980) 82-9947 （内線1558）